

ドイツの失業者および低賃金労働者に対する所得保障と就労支援の現状と課題

森 周子 高崎経済大学准教授

—ハルツIV法によって新設された求職者基礎保障制度から考える

はじめに

二〇〇五年一月施行の「ハルツIV法」（正式名称は「労働市場サービスの現代化に関する第IV法」）にもとづいて導入された求職者基礎保障制度により、ドイツの失業者および低賃金労働者に対する所得保障と就労支援の仕組みは抜本的に改変された。本稿では、求職者基礎保障制度の内容を概説した後、ドイツ国内でのハルツIV法の評価、および、求職者基礎保障制度の現状・課題・課題への対応策について、筆者が二〇一五年二月に実施したインタビュー調査の結果もふまえつつ考察する。

法とする。社会扶助制度が稼得能力を持たない者を対象とするのに對し、求職者基礎保障制度は、稼得能力を持つ者とその需要共同体（世帯とほぼ同義）を対象とする。運営主体は原則として、雇用エージェンシー（公共職業安定所に相当）と自治体とが共同で運営する「ジョブセンター」である。求職者基礎保障制度の目標は、「就労を通じた要扶助状態の終了・軽減」（SGB II一条）であり、SGB II第一章の表題「支援と要請」は、受給者の就労を要請し、そのための支援を行なうという、本制度の特徴を表す語として用いられている。

(1) ハルツIV法制定・施行の経緯

ハルツIV法が提案されたのは、二〇〇〇年代初頭の社会民主党（SPD）のシュレーダー政権期であった。当時の高失業状態（失業者数は四〇〇万人を超える、失業率は一〇%台）を克服するため、二〇〇二年二月に、当時フオルクス・ワーゲンの労務担当役員であったペーター・ハルツ氏を座長とする「労働市場サービス

ス現代化委員会」が招集され、同年八月に報告書が提出された。その内容を実行に移したもののが、ハルツI～IV法の制定による一連の「ハルツ改革」（二〇〇二～二〇〇三年）であった。

ハルツIV法施行以前は、失業者は、まず、雇用庁（雇用エージェンシーの前身）が運営する失業保険から失業手当を受給した。受給額は従前所得の六七%（子がある場合）または六〇%（子のない場合）であった。失業手当の受給期間終了後もなお失業状態にあり困窮する場合は、失業保険から、税財源の失業扶助を受給できた。受給額は従前所得の五七%（子がある場合）または五三%（子のない場合）であった。これは、困窮している限り、年金受給開始年齢に達するまで無期限に受給しえた。なお、失業手当の受給資格を持たない者が失業し（または失業していないことも低賃金ゆえに）困窮する場合は、自治体が運営する社会扶助から税財源の生計扶助などを受給しえた。

だが、このような仕組みに対しても、①失業扶助受給者の再就労へのインセンティブを損なう、②非正規雇用が拡大するなかで、失業保険の受給資格を持たない者が不況などを理由に失業した場合に社会扶助に大量に流入し、社会扶助の費用が自治体財政を圧迫する、③就労支援の窓口が雇用庁と自治体とに分かれて非効率的である、との批判が存在した。ゆえに、ハルツIV法の制定・施行に至った。

ハルツIV法によって失業扶助が廃止され、代わりに、失業手当I（失業手当を改称）の受給

期間を終了した者、および、失業手当Ⅰの受給資格をそもそも持たない者は、新設された求職者基礎保障制度から、税財源の失業手当Ⅱを受給することとなつた。そして、失業手当Ⅱの支給額は、社会扶助制度における生計扶助と同額とされた。このことは、従前賃金が中程度以上であった者には、支給額が従来の失業扶助と比較して著しく低くなることを意味したことから、給付切下げであるとして大きな反発が巻き起こり、ハルツIV法が制定されてから施行されるまでの約一年間に、ハルツIV法に反対する大規模なデモが各地で頻発した。

(2) 所得保障—失業手当Ⅱ

失業手当Ⅱは、一五歳以上年金受給開始年齢未満で、稼働能力を有し、扶助を必要とする、通常の居所がドイツ国内にある者が受給する。受給者は「求職者」と呼ばれる。受給期間は、困窮する状態にある限り、年金受給開始年齢に達するまで無期限である。受給にあたってなされる資産調査は、社会扶助のそれと比べて緩和されている。

支給額は、社会扶助制度における生計扶助の支給額と同額である。支給額の算定方法も、生計扶助のそれと同一であり、求職者の需要共同体の総需要額から収入認定額を引いた額である。総需要額とは、基準需要額、社会手当、増加需要給付、住宅費・暖房費、社会保険料、教育・参加給付の合計である。基準需要額とは、基本の給付額をさし、求職者に給付されるのは表1

の第一段階の金額である。
社会手当とは、求職者と同一の需要共同体に生活する、就労不能かつ扶助を要する者が対象であり、支給額は表1の第3～6段階と同額である。増加需要給付は、妊婦・ひとり親・障害者を対象に基準需要額の一定割合の額が支給されるものと、やむをえず必要な一時的な需要に対応するものからなる。住宅費・暖房費は実費である。社会保険料は、医療保険と介護保険の分である。教育・参加給付とは、二五歳未満の子の教育と社会参加を促進する目的で二〇一一年一月に新設された給付であり、主な内容は、月一〇€を上限とするスポーツクラブ・芸術授業などへの参加補助、年間一〇〇€を上限とする学校教材の補助などである。

月額一〇〇€以下の収入は認定されず、同一〇€をこえて一〇〇〇€の場合はその八〇%、同一〇〇〇€をこえて一二〇〇€以下（一八歳未満の子がある場合は一五〇〇€以下）の場合にはその九〇%が認定される。

(3) 就労支援

求職者には、紹介された就労を肉体的・精神的になしえない場合、当該就労が三歳未満の子の養育または家族の介護に支障となる場合などを除いては、あらゆる就労も期待可能とされる。ジョブセンターでは各求職者に相談員が指名され、双方の話し合いにもとづき、再就労のための給付の内容や、就労に向けてなすべきことなどを規定した再就労協定が取り決められる。再就労協定は六ヶ月ごとに更新される。そして、職業再訓練の費用、旅費、引越し補助といった様々な再就労への報奨として、就労手当が存在する。

これは、求職者が社会保険加入義務のある正規雇用、または、自営業に就く場合に支給される裁量給付であり、上限額は、それまで当該求職者に支給されていた失業手当Ⅱの五〇・七五%である。最長で就職後二四カ月間支給される。

ブセンターが紹介する就労先への就労を正当な理由なく拒んだ場合に、原則として三ヵ月間、失業手当Ⅱが二〇%減額される。再び拒むと六〇%減額され、それ以上拒むと全額が支給停止になる。二五歳未満の若者の場合は、再び拒むとただちに全額が支給停止となる。制裁を受けた求職者は、一〇一三年で約一四・七万人であり、求職者全体の一〇・八%を占める。二五歳未満の求職者に限定すれば約三・七万人であり、同求職者全体の一〇・七%を占める(BA2015e)。

「雇用機会」という仕組みも存在する。これは、職を見つけられない求職者を、草むしりや清掃といった時給の安い(一~一€)作業に従事させるものであり、「ユーロジョブ」と俗称される。通常の労働を駆逐しないよう、自治体および福祉団体での追加的かつ公共的な作業に限られる。就労時間も週三〇時間の上限が定められている。作業の対価はジョブセンターの予算から支出され、従事者は従事中も失業手当Ⅱを受給し続けられる。低スキルの者や就労困難者に対し、就労のための心構えや規則正しい生活習慣を身に付けさせるための一種のリハビリテーションの意味合いが強い。だが、就労促進効果が弱い、正規雇用を圧迫しているなどの批判がなされたことから、二〇一二年四月以降は後置的(他の再就労給付が優先する)かつ限定的な(五年間で二四カ月以上従事してはならない)ものとされた。二〇一三年の平均従事者数は一万七四一人であり、減少傾向にある

(BA2014b)。

通常の賃金を得る「労働関係助成」と呼ばれる仕組みもある。これは、いわゆるトライアル雇用であり、使用者に対する年間で二四カ月間を上限として、支払われる賃金の七五%を上限とする賃金補助がなされる。一〇一三年の平均従事者数は六九〇九人であり、増加傾向にある(BA2014a)。

2 求職者基礎保障制度の現状

一〇一五年二月現在、需要共同体の数は三二八・七万世帯、失業手当Ⅱの受給者(求職者)数は四三七・一万人、社会手当の受給者数は一七〇・八万人である(BA2015b)。求職者のうち、失業者は一九八・三万人であり、これは、同時点での失業者数(三〇一・七万人)の六五・七%を占める。また、失業している求職者のうち、一年以上の長期失業者の数は九四万人であり、四七・四%を占める。

(1) 失業手当Ⅱを受給する就業者(上乗せ受給者)

求職者のなかには、就労していても低所得で、そのため失業手当Ⅱを受給している者も存在し、そのような求職者は「上乗せ受給者」と呼ばれる。上乗せ受給者数の推移と属性は表2・表3のとおりである。二〇一四年七月時点では、社会保障加入義務を有するフルタイム雇用で約二〇・九万人、同パートタイム雇用で三七・四万

人が上乗せ受給状態となっている。また、もつばら僅少労働(後述)に従事する者は、四六・四万人である(表2参照)。

フルタイムで社会保険加入義務を有する雇用に就く者が上乗せ受給者となる原因としては、賃金の低さに加えて、扶養家族の多さが考えられる。実際に、表3をみても、フルタイム就労者の上乗せ受給者の内訳は、夫婦子どもあり世帯の割合が圧倒的に高い。また、社会保険加入義務を有するパートタイム雇用に就く者が上乗せ受給者となる理由も、やはり賃金の低さが挙げられよう。

つぎに、もつばら僅少労働(ミニジョブ)に従事する者についてみる。ミニジョブとは、月収四五〇€以下または短期(一ヵ月以内または五〇日以内)の職をさす。人数と推移は表4のとおりである。ミニジョブ従事者の年金・医療保険料と所得税(合計で賃金の三〇・九九%)は使用者のみが支払う。ミニジョブ従事者は、副業として従事する者、家計補助的に従事する者、もつばら従事する者とに区分される。前二者は副業または家計補助なので失業手当Ⅱを受給していないが、後者は失業手当Ⅱを受給する上乗せ受給者であることが多い。なお、もつばら僅少労働に従事する者の数は、表4によれば二〇一四年六月末日時点で約四三一万人であった。他方で、二〇一四年七月時点で失業手当Ⅱを受給する、もつばら僅少労働に従事する者の数は、表3によれば約四六万人である。このことは、約四三一万人から約四六万人を引いた約

表2：上乗せ受給者数の推移

失業手当II受給者 (①)	就労して いる失業 手当II受 給者 (=上乗せ受 給者)	①に占め る割合 (%)	うち：			もっぱら 僅少労働に従事 / 登録なし			自営業で 就労して いる失業 手当II受 給者		
			雇用され ている失 業手当II 受給者	社会保険加入義務を有する雇用 者	フルタイム	うち： 職業訓練生	パートタ イム	合計			
2007	5,276,609	1,219,981	23.1	1,151,835	397,242	56,959	179,992	574,602	410,844	163,758	72,057
2008	5,011,438	1,323,936	26.4	1,233,627	393,226	60,206	201,049	639,263	457,561	181,692	96,456
2009	4,909,085	1,325,419	27.0	1,220,149	342,393	55,089	209,718	668,038	480,711	187,327	112,856
2010	4,894,219	1,381,309	28.2	1,265,384	342,068	42,131	205,207	632,806	464,152	176,988	125,052
2011	4,615,057	1,354,548	29.4	1,237,767	—	—	—	673,218	494,060	179,158	126,710
2012	4,442,894	1,324,387	29.8	1,208,634	—	—	—	632,874	474,600	158,275	126,165
2013	4,423,731	1,309,761	29.6	1,193,574	217,151	35,054	360,685	615,544	467,977	147,568	126,985
2014.7	4,408,328	1,313,061	29.8	1,198,787	208,679	27,608	374,322	615,744	464,441	151,303	125,535

出所：BA, 各月版

表3：上乗せ受給者の属性（2014年7月時点）

失業手当II受給者	就労して いる失業 手当II 受給者	うち：	うち：			自営業者		
			雇用され ている失 業手当II 受給者	社会保険加入 義務を有する雇 用に従事する者	うち： フルタイム 就労者	パートタ イム就労者		
合計（人）	4,408,328	1,313,061	1,198,787	583,043	208,679	27,608	464,441	125,535
世帯類型（%）								
単身世帯	40.6	35.5	34.4	27.4	21.4	30.7	40.7	46.9
ひとり親世帯	18.2	18.2	18.9	20.4	12.8	24.6	17.7	11.7
夫婦のみ世帯	14.0	16.2	16.4	16.3	18.0	15.4	17.4	13.5
夫婦子あり世帯	23.9	26.6	26.6	31.9	42.8	25.8	20.9	25.9
性別（%）								
男性	48.4	45.7	44.4	44.7	65.4	33.2	41.7	59.3
女性	51.6	54.3	55.6	55.3	34.6	66.8	58.3	40.7
年齢（%）								
25歳未満	17.1	8.5	9.2	8.5	16.6	4.0	8.1	1.8
25歳以上	55.0	62.3	62.1	67.7	65.9	68.7	56.1	64.6
50歳以上	27.8	29.2	28.7	23.8	17.5	27.3	35.8	33.6
国籍（%）								
ドイツ人	76.4	75.1	74.9	75.1	75.6	74.9	75.1	76.6
外国人	23.2	24.6	24.7	24.5	24.1	24.8	24.5	23.1

注：フルタイム就労者には職業訓練生を含む。

出所：BA (2015c) Tabelle 5 より筆者作成

表4：僅少労働者数の人数と推移

	僅少労働者			うち：もっぱら僅少労働に従事する者		
	ドイツ	旧西独	旧東独	ドイツ	旧西独	旧東独
2004	5,825,852	5,007,169	818,683	4,403,798	3,725,703	678,095
2005	5,846,554	5,087,910	758,644	4,334,325	3,710,457	623,868
2006	6,088,396	5,288,877	799,644	4,434,573	3,782,985	651,588
2007	6,221,995	5,416,398	805,597	4,453,095	3,805,474	647,621
2008	6,344,148	5,538,431	805,717	4,441,189	3,805,238	635,951
2009	6,442,597	5,622,537	820,060	4,479,856	3,841,010	638,846
2010	6,530,535	5,705,525	825,010	4,482,411	3,848,692	633,719
2011	6,606,045	5,792,213	813,832	4,450,917	3,835,371	615,546
2012	6,630,005	5,828,757	801,248	4,376,667	3,781,748	594,919
2013	6,707,799	5,896,014	811,785	4,356,395	3,764,382	592,013
2014	6,753,453	5,949,635	803,818	4,313,154	3,738,340	574,814

注1：各年の6月30日現在の数。15歳以上65歳未満の者。

注2：僅少労働者数は、2012年までは月収400€以下または短期の職に就いていた者の数。

出所：BA (2015a)

三八五万人が家計補助的に僅少労働に従事している（そのなかには、もっぱら僅少労働に従事する者のうち、本来ならば失業手当Ⅱを受給するものの受給していない者が存在しうる）ということを表していると思われる。

3

求職者基礎保障制度の課題と対応策

求職者基礎保障制度の課題として挙げられてきたのは、①基準需要額の妥当性、②支援の有効性、そして、③低賃金労働者の増大、ひいてはドイツ社会の格差拡大をもたらしたこと、であった。以下、それぞれについて検討する。

(1) 基準需要額の妥当性

基準需要額は、五年ごとに連邦統計局が実施する家計調査である「所得・消費バイロット調査」(EV S) の対象世帯のうち、所得が下位一五%の単身世帯、および、下位二〇%の四人家族世帯（いずれも社会扶助と求職者基礎保障の受給世帯を除く）の主な支出項目の金額をもとに算出される（表5参照）。そして、五年に一度、EV Sが新たに公表される年（直近は二〇一三年）に改定され、それ以外は毎年一月に「ミックス指標（物価スライドと可処分所得スライドとを勘案した指標）」にもとづいてスライドがなされる。基準需要額については制度創設当初から低すぎるとの批判が相次ぎ、二〇一二年二月には連

表6：基準需要額（第一段階）の推移

2005年1月	2006年7月	2007年7月	2008年7月	2009年7月
旧西独 345€	345 €	347 €	351 €	359 €
旧東独 331€				
2011年1月	2012年1月	2013年1月	2014年1月	2015年1月
364 €	374 €	382 €	391 €	399 €

出所：各種資料より筆者作成

需要額によつて子のみならず成人も最低限度の生活を送れる保障がなく、人間の尊厳の尊重・保護と社会国家原理を謳つた基本法（憲法に相当）の精神に反することから、二〇一〇年中に給付内容を改善せねばならないとされた。このことを

邦憲法裁判所において、基準需要額に対する違憲判決が出され、基準需要額の算定根拠の問題（RBEG）では、基準需要額の算定根拠が条文に明記され、それにより基準需要額も毎年引き上げられた（表6参照）。

だが、基準需要額については、算定根拠において、EV Sの主な支出項目の金額を恣意的に削減し

たうえで算定していること、子に必要な教育などの支出項目が反映されていないことが指摘され、現行の基準

民間福祉六団体の一つであるパリテートも、現状よりも一〇%の引上げが必要であると主張する（Parität2015）。巷では、失業手当Ⅱに対しても、「死ぬには十分だが生きるには少なくすぎる」との言い回しも存在する。だが、専門家の見解では、財政的な観点からも、就労促進の観点からも、今後、基準需要額が大幅に引き上げられる可能性は低いであろうとされ（Maier氏インタビュー一二〇一五、Wolff氏インタビュー一二〇一五）。

(2) 支援の有効性

(i) 就労支援の有効性

二〇一三年一月から二〇一四年一〇月までの一年間で、失業手当Ⅱの受給を開始した者は二四七・四万人（うち三二・八%は過去三ヵ月以内に失業手当Ⅱの受給経験あり）であり、失業手当Ⅱの受給状態から脱した者は二五一・六万人であった。だが、脱した者のうち二七・九%は三ヵ月以内に再び失業手当Ⅱを受給し

てこる(BA2015e, 12-13)。また、失業手当II受給者のうち、労働市場に統合された(=社会保険加入義務を有する職に就いた、または、職業訓練を受けた、または、自営業に就いた)者は二〇一三年時点で合計一〇七・六万人であり、うち、社会保険加入義務を有する職に就いた者は九一・三万人(八五・八%)、うち、職業訓練を受けた者(=社会保険加入義務を有する職に就いてから二ヵ月後の時点で失業手当IIを上乗せで受給せずに済んでいる者は四一・三万人(四四・七%)であった(BA2015e, 36)。なお、二〇一四年六月時点の求職者の失業手当IIの受給期間をみると、一年未満が二二%、一~二年未満が一三%、二~三年未満が九%、三~四年未満が七%、四年以上が四九%であり(BA2014c)、推移をみても、長期化傾向がうかがえる。

つぎに、 ϵ ジョブと労働関係助成の効果をみると、二〇一三年二月から二〇一四年一月までの間で、前者への従事を終了してから六ヵ月が経過した二〇万四八八人のうち、社会保険加入義務をともなう職に就労した人の割合は八・一%であり、また、失業していなかつた人の割合は五〇・〇%であった。また、後者への従事を終了してから六ヵ月が経過した三〇〇六人のうち、社会保険加入義務をともなう職に就労した人の割合は四四・一%であり、また、失業していなかつた人の割合は六三・九%であった(BA2014a)。これらの結果から、雇用機会は就労には一定の効果を挙げたものの、やはり ϵ ジョブについては、労働関係助成と比較しても、

てこる(BA2015e, 12-13)。また、失業手当II受給者のうち、労働市場に統合された(=社会保険加入義務を有する職に就いた、または、職業訓練を受けた、または、自営業に就いた)者は二〇一三年時点で合計一〇七・六万人であり、うち、社会保険加入義務を有する職に就いた者は九一・三万人(八五・八%)、うち、職業訓練を受けた者(=社会保険加入義務を有する職に就いてから二ヵ月後の時点で失業手当IIを上乗せで受給せずに済んでいる者は四一・三万人(四四・七%)であった(BA2015e, 36)。なお、二〇一四年六月時点の求職者の失業手当IIの受給期間をみると、一年未満が二二%、一~二年未満が一三%、二~三年未満が九%、三~四年未満が七%、四年以上が四九%であり(BA2014c)、推移をみても、長期化傾向がうかがえる。

つぎに、 ϵ ジョブと労働関係助成の効果をみると、二〇一三年二月から二〇一四年一月までの間で、前者への従事を終了してから六ヵ月が経過した二〇万四八八人のうち、社会保険加入義務をともなう職に就労した人の割合は八・一%であり、また、失業していなかつた人の割合は五〇・〇%であった。また、後者への従事を終了してから六ヵ月が経過した三〇〇六人のうち、社会保険加入義務をともなう職に就労した人の割合は四四・一%であり、また、失業していなかつた人の割合は六三・九%であった(BA2014a)。これらの結果から、雇用機会は就労には一定の効果を挙げたものの、やはり ϵ ジョブについては、労働関係助成と比較しても、

フルタイム正規雇用への統合効果が弱い」とがわかる。

(ii) ジョブセンターでの支援の有効性

ジョブセンターでの支援については、提出書類の煩雑さ、通達文などの文章の難解さもあることながら、一部の地域では、求職者に対する相談員の高圧的な態度が問題視されており、それにより様々なトラブルが生じたり、求職者基礎保障制度の受給を拒否する者も現れたりしている(求職者インタビューアー(一〇一五))。求職者基礎保障制度は、失業者や低所得者が従来の社会扶助制度の対象となることに対し感じるステigmaを払拭し、心理的抵抗を感じずにつみやかに所得保障を受けられることを意図して設けられたものでもあつたが、昨今ではむしろ、地域によつては、受給者がステigmaを感じる制度となつてしまつてゐるようである。

(3) 低賃金労働者の増加による格差拡大

ハルツIV法を含む一連のハルツ法により非正規労働者、低賃金労働者が増加し、その結果、所得格差が拡大し、貧困率の上昇がもたらされているとの批判も存在する。

ドイツの相対的貧困率の推移をみると、二〇一〇年以降上昇傾向をたどり、二〇一三年には一五・五%を記録した。子どもの貧困率も一九・二%であり、いすれも二〇〇五年以来過去最高を更新している(表7)。これらの「とから、求職者生活保障は困窮者の生活改善には役立つてない」との指摘もある(Parietä2014)。

立つてない、との指摘もある(Parietä2014)。低賃金労働者たる上乗せ受給者への政策的対応の可能性は、表8のようにまとめられる。

まず、①について、住宅手当と児童手当をみると、前者の支給額は二〇〇九年に著しく(五五%)増額された(森二〇一二、七五頁)。ついに、原則として一八歳未満の児童を対象とする児童手当は、二〇〇九年以降支給額が引き上げられており、二〇一二年からは所得制限が撤廃された。また、二〇〇五年には児童追加手当が新設された。これは、受給することで失業手当IIや社会手当を受給せずに済む場合に支給される。二十五歳の未婚の子を持つ親が対象であり、所得制限がある。

②については、二〇一五年一月より全国一律の最低賃金が段階的に導入された(時給八・五€)。それにより、短期的には五・七万人(六・四万人)が上乗せ受給状態から脱することができるが、中長期的に見ると大多数の者は上乗せ受給者状態から脱却できないとの推計が存在する(Bruckmeier/Wiemers2014)。

③については、保育施設の増設が連邦家庭・高齢者・女性・青少年省によつて取り組まれてゐる。二〇一三年までに三歳以下の児童の保育率を三五%に引き上げるとされており、実際に、保育率は二〇〇六年の一三・六%から、二〇一二年には一七・六%に上昇した(BMFSFJ2014, 39)。また、失業手当II受給者が再教育を受けた際に一四歳以下の子の託児が必要な場合には、一人当たり月額一二〇〇€の託児費が支給され

表7：相対的貧困率と貧困線（単位：貧困率は%、貧困線は€）

		2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
ドイツ全体	相対的貧困率	14.7	14.0	14.3	14.4	14.6	14.5	15.0	15.0	15.5
	子どもの貧困率	19.5	18.6	18.4	18.4	18.7	18.2	18.7	18.7	19.2
	貧困線（単身世帯）	736	746	764	787	801	826	849	870	892
	貧困線（4人家族世帯）	1,545	1,567	1,605	1,652	1,683	1,735	1,784	1,828	1,873
旧西独	相対的貧困率	13.2	12.7	12.9	13.1	13.3	13.3	13.8	13.9	14.4
	子どもの貧困率	17.6	16.8	16.7	16.8	17.1	16.8	17.3	17.2	17.6
	貧困線（単身世帯）	762	772	791	814	829	854	878	900	923
	貧困線（4人家族世帯）	1,600	1,621	1,661	1,710	1,741	1,794	1,843	1,890	1,939
旧東独	相対的貧困率	20.4	19.2	19.5	19.5	19.5	19.0	19.4	19.6	19.8
	子どもの貧困率	29.0	27.4	27.2	26.7	26.8	25.1	25.5	26.2	26.0
	貧困線（単身世帯）	651	664	679	702	715	738	754	769	786
	貧困線（4人家族世帯）	1,366	1,394	1,425	1,473	1,501	1,550	1,584	1,614	1,651

注：相対的貧困率はEU基準（等価可処分所得の中央値の60%以下の者の割合）。

出所：Statistische Bundesamt des Bundes und der Laender (2015) より筆者作成

表8：雇用形態別・上乗せ受給者への政策対応の可能性

雇用形態	原因別の対応策
フルタイム就労者	・扶養家族の多さが原因→社会手当の充実① ・賃金の低さが原因→最低賃金の設定②
僅少労働などの非典型雇用	・育児などによる労働時間の短さが原因→保育施設の充実③ ・就労意欲の減退が原因→就労控除の拡充④ ・フルタイムの職に就けないことが原因→効果的な職業訓練。職業紹介⑤

出所：森(2012) 78頁

ハルツIV法の評価
ハルツIV法は、ドイツ経済に対してはプラスの評価がなされることが多い。重い就労支援と、あらゆる就業が期待

(1) ドイツ国内での

4 まとめ

他方で、マイナス面としては、所得格差拡大の原因の一端を担っていること、および、一部の地域ではステイグマを感じさせる制度になってきていること、などが挙げられる。

(2) 求職者基礎保障制度の現状と課題

求職者基礎保障制度は、失業手当IIによって求職者の最低限の生活を保障するという点でベーシック・インカム的な側面も有すると評価しうる。だが、他方で、失業手当IIの金額は依然として低く、また、ステイグマ化の傾向も否定できない。財政上の理由や就労促進の観点

④は、就労の際に収入認定されない（＝手元に残る）金額を多くして就労意欲を高めるといふものである。二〇一一年一月に収入認定額の改定があったが、これによつて手元に残る金額は従来と比べて八〇～一〇〇€増えるに過ぎず、就労促進効果は薄いと指摘される（IW2010）。⑤については、これまでとくに着手されていなかつたが、昨今では、たとえばジョブセンター・ニュルンベルクが、失業手当IIの受給額が低い上乗せ受給者を重点的に支援することを計画している（Maier氏、インタービュー2015）ように、地域によっては新たな試みがなされている。

ハルツIV法をめぐっては、ドイツ社会に対するプラス面も挙げられる。すなわち、失業者がすみやかに所得保障と就労支援を受けられることが、また、低賃金労働者も「上乗せ受給者」として賃金の不足分を失業手当IIから補てんされ、最低限度の生活を営むことが可能であることがである。

他方で、マイナス面としては、所得格差拡大の原因の一端を担っていること、および、一部の地域ではステイグマを感じさせる制度になつてきていること、などが挙げられる。

可能とされたことで、顕著な失業率の低下と失業者数の減少がもたらされたからである。二〇一五年二月時点のドイツの失業者数は約三〇一・七万人、失業率は六・九%であり、二〇〇五年の制度創設時よりも大幅に改善された。

他方で、マイナス面としては、非典型雇用・不安定雇用の増大、および、それによる上乗せ受給者の増大が挙げられる。このことは、求職者の勤労意欲を削ぎ、また、賃金水準の低下を招く危険性がある。また、失業手当IIの受給額の低さも依然として問題視されている。

から、失業手当Ⅱの金額を引き上げる事が困難であるならば、所得保障は現状維持としても、その不十分感を補足しておありある福祉的かつ人間的な支援を手厚くする」（Spermann 氏インタビューー一〇一五）、および、就労支援に携わる者の質の向上をこゝへと図り、ステイグマを払拭する」ことが重要となる。たゞ、ミヨンくんでは、求職者への福祉的支援を手厚く行なう「社会市民の家」と「ハコノストップセンター」や、就労困難者の就職を支援する社会的企業を自治体が独自に展開するなど、これら（Majewski 氏インタビューー一〇一五）のような先進的な試みは、主として財政的余裕のある地域において分権的に展開れでるのだが、それらを「全国規模で展開」するには、するかが今後の一つのポイントとなるであらう。

[参考文献]

- * BA (2015c): *Erwerbstätige Arbeitslosengeld/II-Bericht Juli 2014*
- * BA (2015d): *Verbleib von Teilnehmern aus ausgewählten Instrumenten der Arbeitsmarktpolitik*
- * BA (2015e): *Zettreihe zu Sanktionen nach Ländern Januar 2007 bis November 2014*
- * Becker, Irene (2014): Wie die Hartz-IV klein gezeichnet wurden, *Soziale Sicherheit* 3/2014.
- * BMAS (2014): *Regelbedarfsstufen-Fortschreibungsvorordnung 2015*
- * BMFSFJ (2014): Vierter Zwischenbericht zur Evaluation des Kinderförderungsgesetzes
- * Brückmeier, Kerstin/Wiemers, Jürgen (2014): Die meisten Aufstocker bleiben trotz Mindestlohn bedürftig, *IAB-Kurzbericht* 7/2014
- * IW (2010): Schieflage bleibt bestehen (<http://www.iwkoeln.de/default.aspx?abID=30573>)
- * Maier, Anton 出（ハマトヤハタ - 1月3月8月 = ハマトヤハタ - ハマトヤハタ - 1月10月11月12月）
- * BA: *Analyse der Grundsicherung für Arbeitsuchende*
- * BA (2014a): *Beschäftigungszuschuss (BEZ) und Förderung von Arbeitsverhältnissen (FAV) nach § 16e SGB II*
- * BA (2014b): *Leistungen zur Eingliederung an erwerbsfähige Hilfebedürftige: Einsatz von Arbeitsgelegenheiten 2013*
- * BA (2014c): *Verweildauern im SGB II*
- * BA (2015a): *Aktuelle Eckwerte der sozialversicherungspflichtig und geringfügig Beschäftigten*
- * BA (2015b): *Die aktuellen Entwicklungen in Kürze - Februar 2015*

- (1) 当面の間疾病または障害が原因で、一般的な労働市場の通常の条件で毎日少なくとも1時間以上就労できる者は稼得能力を持つとされ、そうでない者は稼得能力を持たないとされる。
(2) たゞ、住居費・暖房費の約110%（州により異なる）は連邦が補助する。
- （もり めかじ）
- イントラビューー（110-15年1月-18日）
* 求職者イントラビューー（110-15年1月-19日）
* 森周子（110-11）「ニイシにおける「コーチングニア」をめぐる議論—「上乗せ受給者」への認識と政策対応」経済論集（佐賀大学）四四巻四号